

ご存知ですか？ 働く妊婦の方のための新型コロナウイルス感染症への配慮

- 新型コロナウイルス感染症に関しては、妊娠中の労働者が、感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響するとの医師等の指導によって、事業主に次のような措置を講ずるよう申し出ることができます。申出があった場合、事業主には対応が義務付けられています。

※ 新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮等

- 妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。
- 新型コロナウイルス感染症に関する措置として、妊婦のための特別有給休暇制度を年次有給休暇とは別に整備して与えた企業に対し、助成金を支給しています。

【助成内容】

- ・対象労働者1人当たり 休暇5日～20日：25万円
以降20日ごとに：15万円加算（上限額100万円）

助成金には一定の要件があります

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



新型コロナウイルス感染症について妊娠中の労働者への対応にお悩みの事業主の皆様、
「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください
愛知労働局雇用環境・均等部指導課（TEL:052-857-0312）